

## 福祉機器借用規程

### (目的)

第1条 この規程は、沖縄市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の所有する福祉機器（以下「機器」という。）の借用について必要な事項を定めるとともに、利用者の福祉の増進と、社会福祉の進展に寄与することを目的とする。

### (利用対象者)

第2条 機器の利用者は、その使用の目的が営利を求めず、かつ次の要件を満たす個人並びに組織団体を対象とする。

- (1) 利用者が個人の場合は、社協の一般会員または賛助会員であることとする。ただし行政機関による福祉用具の給付や貸与サービスを、利用できないものに限ることとする。
  - (2) 利用者が組織団体の場合は、特別会員であることとする。
- 2 機器の利用者は、沖縄市社協備品購入積立金規定に基づき、一定額の積立金を納めるものとする。
  - 3 会員の規程については別に定める。

### (借用機器)

第3条 利用者が、借用できる機器は次のとおりとする。

- (1) 介護・介助用機器
  - (2) その他の機器
- 2 機器の目録については、別に定める。

### (借用期間)

第4条 利用者が、機器を借用できる期間は次のとおりとする。

- (1) 介護・介助用機器 3ヶ月以内
  - (2) その他の機器 4日以内
- 2 借用期間を延長する場合には、その都度申請するものとする。

### (申請)

第5条 機器の利用者は、機器借用申請書（別紙様式1）により社協会長の許可を得なければならない。

- 2 一般会員は、居住区域の自治会長の署名を要するものとする。ただし、賛助会員・特別会員についてはその限りではない。

### (遵守事項)

第6条 機器の借用にあたり利用者は、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、機器を目的にあった適切な方法で使用しなければならない。

- (2) 利用者は、機器を良好な状態で保守管理しなければならない。
- (3) 利用者は、機器を改造、譲渡、交換、転借してはならない。
- (4) 介護・介助用機器の利用者は、消毒代金の実費を負担するものとする。

### **(事故の賠償等)**

第7条 機器の使用にかかる事故の賠償については、社協で加入する保険で適用できる場合を除いて、その賠償の責任はすべて利用者が負うものとする。

- 2 前項に掲げるほか、利用者が使用中に機器に損傷を生じさせた場合は、速やかに社協へ連絡するとともに、機器を返却しなければならない。

### **(委 任)**

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は社協会長が別に定める。

### **付 則**

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

(様式1 / 一般会員用)

### 機 器 借 用 申 請 書

平 成 年 月 日

沖縄市社会福祉協議会会長 殿

申 請 者 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 連 絡 先 電 ー 携 帯 電 ー \_\_\_\_\_

沖縄市社会福祉協議会福祉機器借用規程ならびに沖縄市社会福祉協議会備品購入積立金規程の定めるところにより、下記のとおり『福祉機器』の借用について申請します。

※ (太線の枠内に記入)

機 器 名	
使 用 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 ( 日間・ 月間)
利 用 者	氏 名 住所 連絡先 電 ー
使 用 目 的	
遵 守 事 項	(1) 機器は、使用説明に従い、目的にあった適切な方法で使用します。 (2) 機器の保守管理は、十分な注意をはらって行います。 (3) 機器への名前の記入や、改造は行いません。 (4) 機器は他者には使用させません。 (5) 消毒が必要な機器については、消毒代金の実費を負担します。
賠 償 等	(1) 事故の賠償は、保険で適用できる場合を除いて、利用者が責任を負います。 (2) 損傷させたときは、速やかに社協へ連絡し、両者間でその対策を講じます。
積 立 金	沖縄市社協備品購入積立金規程に基づき、一定額の積立金を納めます。

上記利用者が、社協会員であることを証明します。 ※ (自治会長記入欄)

自 治 会 名 \_\_\_\_\_ 会 長 名 \_\_\_\_\_ (公印)

上記申請について、次のとおり決定してよろしいでしょうか。 ※ (社協記入欄)

会 長	局 長	主 事	係
介 護 保 険 福 祉 用 具 サ ー ビ ス	1. 利用している 2. 利用していない { 用具名。理由 }		
備 考			

(様式2 / 特別会員・賛助会員・福祉団体用)

## 機 器 借 用 申 請 書

平 成 年 月 日

沖縄市社会福祉協議会会長 殿

申 請 者 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
連 絡 先 ☎ \_\_\_\_\_ 携 帯 ☎ \_\_\_\_\_

沖縄市社会福祉協議会福祉機器借用規程ならびに沖縄市社会福祉協議会備品購入積立金規程の定めるところにより、下記のとおり『福祉機器』の借用について申請します。

※ (太線の枠内に記入)

機 器 名	
使 用 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 ( 日間・ 月間)
利 用 者	氏 名 _____ 住 所 _____ 連絡先 ☎ _____
使 用 目 的	
遵 守 事 項	(6) 機器は、使用説明に従い、目的にあった適切な方法で使用します。 (7) 機器の保守管理は、十分な注意をはらって行います。 (8) 機器への名前の記入や、改造は行いません。 (9) 機器は他者には使用させません。 (10) 消毒が必要な機器については、消毒代金の実費を負担します。
賠 償 等	(3) 事故の賠償は、保険で適用できる場合を除いて、利用者が責任を負います。 (4) 損傷させたときは、速やかに社協へ連絡し、両者間でその対策を講じます。
積 立 金	沖縄市社協備品購入積立金規程に基づき、一定額の積立金を納めます。

上記利用者が、社協会員であることを証明します。 ※ (自治会長記入欄)

自 治 会 名 \_\_\_\_\_ 会 長 名 \_\_\_\_\_ (公印)

上記申請について、次のとおり決定してよろしいでしょうか。 ※ (社協記入欄)

会 長	局 長	主 事	係
介 護 保 険 福 祉 用 具 サ ー ビ ス		1. 特別会員          2. 賛助会員 { 備考 }	
備 考			